随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（市民人権局分）（令和8年5月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	戸籍住民課	228-7739	堺市市民課事務における各種システム保守業務	富士フイルムシステムサービス株式会社　公共事業本部　関西支店	11,228,800	R8.5.1	本業務は、「堺市住民基本台帳ネットワークシステム」及び「堺市証明書コンビニ交付システム」に対する問い合わせ対応及び障害対応を行うものであり、本システムの継続的な安定運用を図ることを目的とするものである。当該目的を達成しつつ本システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、本システムの仕様や設定・ネットワークの構成についての詳細な知識や技術が必須であり、本システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、重大な設定漏れが起こりえるほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。その場合、市民課事務が滞りなく遂行できないこと又はマイナンバーカードによる証明書の発行ができないことが発生し、市民の方に多大な影響を及ぼす恐れがある。以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、本システムについての詳細な知識等を有する、本システムを構築した富士フィルムシステムサービス株式会社以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。	1者随契	
2	戸籍住民課	228-7739	氏名の振り仮名の一括記載に係る住民記録システム改修業務	富士フイルムシステムサービス株式会社　公共事業本部　関西支店	5,665,000	R8.5.14	本業務は、住民票に「氏名の振り仮名」を一括で記載するために住民記録システムの改修を行うものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）に対応することを目的とするものである。当該目的を達成しつつ本システムを継続的かつ円滑に使用できるようにするためには、本システムの仕様や設定・ネットワークの構成等についての詳細な知識や技術が必須であり、本システムを構築した者以外による履行は見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適さない。 仮に詳細な知識等を有しない者が本業務を履行すると、重大な設定漏れが起こりえるほか、不具合時の対応が即座に行えない等、安定的なシステムの稼働に影響を与えることが予想される。その場合、窓口に来られる市民の方に多大な影響を及ぼす恐れがある。以上のことから、本業務を適正に履行できる者は、本システムについての詳細な知識等を有する、本システムを構築した富士フイルムシステムサービス株式会社以外に無いため、当該業者との随意契約を行うものである。	1者随契	
3									
4									
5									